

必要書類一覧表

公費解体

※申請期限: 令和7年3月31日

チェック欄	申請時に必要な書類		書類の入手先
<input type="checkbox"/>	被災家屋等の解体・撤去に係る申請書 <実印の押印が必要>		中能登町の様式1
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)【原本】 <1月1日(発災日)以降のもの> ※印鑑登録証明書発行の際には、印鑑登録証(印鑑登録した際に発行)が必要		住民窓口課 (法人の場合は、法務局)
	来庁者の身分証明書【写し】		各発行機関
<input type="checkbox"/>	1点で可	運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード(マイナンバーカード)、その他(国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの)	
<input type="checkbox"/>	上記がない場合、2点必要	国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療保険、船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、その他 顔写真なしの官公署発行の資格証等	
<input type="checkbox"/>	り災(被災)証明書【写し】		税務課
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(全部事項)(現在の建物所有者が記載されているもの)【原本】 <1月1日(発災日)以降のもの> ※ 建物が未登記の場合は、名寄帳及び土地の登記事項証明書(全部事項)が必要		金沢地方法務局 七尾支局 【未登記の場合】 名寄帳は税務課、土地の登記事項証明書は法務局にて発行
<input type="checkbox"/>	建物配置図 解体する建物等を明記してください。 ※手書きでも可		中能登町の様式2
<input type="checkbox"/>	被災状況が分かる写真 ※現像写真を様式3に貼付又はパソコンから印刷してください		中能登町の様式3
場合により必要な書類			
	必要な書類	必要となる場合	書類の入手先
1	委任状 <委任者は実印での押印が必要>	申請者以外が窓口書類を持参する場合や現地立会を行う場合など	中能登町の様式4
<input type="checkbox"/>	同意書(共有者、相続権者) <実印押印・印鑑証明書の添付が必要> ・ 解体建物の所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者全ての同意書が必要 ・ 解体建物の所有者が死亡している場合は、相続人全ての同意書が必要	解体する建物の所有者が複数いる場合や、死亡している場合	中能登町の様式5
<input type="checkbox"/>	同意書(隣接地所有者)	現地立会の結果、足場を設置するなど解体作業に隣接地所有者の同意が必要な場合	中能登町の様式6
<input type="checkbox"/>	同意書(建物に関する権利設定者) <実印押印・印鑑証明書の添付が必要> ※金融機関等が権利関係者の場合は、印鑑証明書不要	解体する建物に抵当権等が設定されている場合	中能登町の様式7
<input type="checkbox"/>	同意書(借家人)	解体する建物に借家人が滞在している場合	中能登町の様式8
<input type="checkbox"/>	所有者(未成年者)と法定代理人(親)の親子関係が分かる戸籍謄本等【原本】	解体する建物の所有者が未成年者であり、法定代理人(親)が申請をする場合	戸籍謄本 本籍地の役所
<input type="checkbox"/>	成年後見登記の登記事項証明書【原本】	解体する建物の所有者が成年被後見人であり、成年後見人が申請をする場合	金沢地方法務局 七尾支局 など
<input type="checkbox"/>	被相続人との相続関係が分かる書類 ・ 相続関係図 ・ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の現在の戸籍 ・ 公正証書遺言書・遺産分割協議書 など	解体する建物の所有者が死亡している場合	戸籍謄本・除籍謄本 本籍地の役所
<input type="checkbox"/>	商業・法人登記簿謄本(資本金が分かるもの)【原本】 <1月1日(発災日)以降のもの>	建物の所有者が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の場合	金沢地方法務局 七尾支局

※ 個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。